

火災や自然災害によって被害を受けた方へ

火災・風水害などで被害を受けた方は、「罹災（りさい）証明書」などを区役所等の担当窓口へ提出することなどにより、次のような救済・支援制度等を受けることができます。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

◇罹災証明書等発行手続

火事・風水害・地震等の被害にあった際に、救済・支援制度等を受けるには「罹災証明」等が必要な場合があります。申請の際は事前に担当課へお問い合わせください。（発行は無料です。）

項目	担当窓口	問合せ先	対象	内容	手続き概要
罹災証明書 被災非住家建物証明書 被災届出証明書	磯子区役所戸籍課 戸籍担当（2階25番） （火災以外の災害）	750-2341	罹災証明書等は、火災や自然災害によって生じた被害（家屋の損壊や床上浸水等）に関する証明書です	災害により受けた被害程度が記入された証明書等です。	※申請の際は事前にお問合せください。
罹災証明書	磯子消防署警防課 （火災・消火損）	753-0119			

◇磯子区役所で手続するもの

項目	担当窓口	問合せ先	対象	内容	手続き概要
個人の市・県民税の減免	税務課市民税担当 （3階34番）	750-2351	住宅または家財の3/10以上が滅失し、またはき損した方	詳細は担当窓口までお問合せください。	詳しくは担当窓口へお問合せください
市税の徴収猶予	税務課収納担当 （3階33番）	750-2372	一時に納付・納入することが困難な方	詳細は担当窓口までお問合せください。	
固定資産税・都市計画税の減免	税務課土地担当 （3階36番）	750-2361	地すべり・がけ崩れ等により被害を受けた方 農地で年間収穫高が8/10以下となる被害を受けた方	詳細は担当窓口までお問合せください。	
固定資産税・都市計画税の減免	税務課家屋償却資産担当 （3階36番）	750-2365	家屋等に1/10以上の被害を受けた方	詳細は担当窓口までお問合せください。	
国民健康保険料の免除	保険年金課保険係 （2階26番）	750-2425	風水害・火災・震災等により家屋等の資産に20%以上の被害を受けた方	次の期間、保険料が免除されます。 ・20%以上の被害：4か月分 ・70%以上の被害：6か月分	
介護保険料の免除	保険年金課保険係 （2階26番）	750-2425	風水害・火災・震災等により家屋等の資産に20%以上の被害を受けた方	次の期間、保険料が免除されます。 ・20%以上の被害：4か月分 ・70%以上の被害：6か月分	
後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課給付担当 （2階28番）	750-2428	詳細は担当窓口までお問合せください。	詳細は担当窓口までお問合せください。	
国民年金保険料の免除	保険年金課国民年金係 （2階29番）	750-2421	財産価格のおおむね1/2以上の被害を受けた方	詳細は担当窓口までお問合せください。	
保育所保育料の減免 （認可保育所のみ）	こども家庭支援課保育担当 （5階52番）	750-2435	半焼・半壊以上、床上浸水	保育料を3か月または6か月免除する制度があります。	
障害福祉サービスの利用者負担を一定期間免除	高齢・障害支援課 障害者支援担当 （5階51番）	750-2416	半焼・半壊以上の被害を受けた世帯に属する、障害福祉サービスを利用している方等	利用者負担額が一定期間減免される場合があります	
消毒の支援	生活衛生課環境衛生係 （4階43番）	750-2452	床上・床下浸水した世帯	消毒方法等のご相談をお受けします	
印鑑証明書手数料の免除	戸籍課登録担当 （2階22番）	750-2345	本市各局が行う融資制度の手続きを行う方	詳細は担当窓口までお問い合わせください。	

◇その他の官公署等で手続きするもの

項目	担当窓口	問合せ先	対象	内容	手続き概要
福祉資金 (災害による臨時必要経費)	磯子区 社会福祉協議会	751-0739	火災・自然災害等	災害に遭って復旧するために必要な諸費用について貸付を行います。	被災時より6か月以内にお申し込みください(罹災証明書等が必要です)。詳しくは事前に担当窓口へお問合せください。
一般廃棄物処理手数料の減免	資源循環局 磯子事務所	761-5331		火災等により生じた廃棄物を被災者自ら施設に搬入する場合、廃棄物処理手数料を減免します。	事前に申請手続きが必要です。申請の際に、罹災証明書(原本)を添付してください。
市営住宅への一時入居	建築局 市営住宅課	671-2923		市営住宅の一時無料使用制度です。	罹災証明書(原本)・住民票(原本)が必要です。詳しくは事前に担当窓口へお問合せください。
水道料金等の計算方法の変更	水道局 洋光台水道事務所	847-6262		9月3日の大雨、台風15号、19号及び21号の影響で被害があった世帯や事業所等を対象として、従来の要件を変更し水道料金等の特別減免措置を行います。	詳しくは事前に担当窓口へお問合せください。
雑損控除	横浜南税務署	789-3731		所得税の全部または一部を軽減することができます。	罹災証明書(原本)が必要です。詳しくは事前に担当窓口へお問合せください。
県税の軽減(個人事業税・不動産取得税)	戸塚県税事務所	881-3911		全部または一部を軽減することができます。	罹災証明書(原本)が必要です。詳しくは事前に担当窓口へお問合せください。
中小企業の経営に関する相談	経済局金融課	671-2592		中小企業の経営について各種相談をお受けします。	詳しくは担当窓口へお問合せください。
自動車税の軽減	自動車税管理事務所	716-2111		全部または一部を軽減することができます。	詳しくは担当窓口へお問合せください。

◇その他

項目	担当窓口	問合せ先	対象	内容	手続き概要
災害見舞金(区役所)	福祉保健課 (4階42番)	750-2411	火災・自然災害等	被害を受けた方(被害の状況を調査し、対象者を認定)に、見舞金をお渡します。	罹災証明書(原本)をご持参ください。
災害見舞金(社会福祉協議会)	磯子区 社会福祉協議会	751-0739			

上記以外にも、被災された方を支援するため、さまざまな制度が用意されています。

作成所管課：磯子区役所総務課 750-2312